

### 3 障害福祉サービス経験者の経過措置について

令和3年4月から人員基準に障害福祉サービス経験者を含められない。ただし、令和3年3月時点で指定を受けている事業所については、令和5年3月31日までの間は、従来の取扱いとする。例えば、令和3年8月に障害福祉サービス経験者を新たに採用した場合について、その者を人員基準に含めることができる。